

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	茅野市

茅野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 茅野市 産業経済部 鳥獣被害対策室
所在地 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
電話番号 0266-72-2101
FAX番号 0266-72-4255
メールアドレス norin@city.chino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	鳥類
	ニホンジカ イノシシ カモシカ ニホンザル タヌキ ハクビシン ツキノワグマ	カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度	
対象地域	長野県茅野市	

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	稲 (食害、踏み荒し)	279	4,272
	豆類 (大豆ほか)	26	351
	雑穀	45	260
	果樹 (リンゴほか)	39	1,483
	野菜 (キャベツほか)	89	3,040
	いも類 (ジャガイモ)	9	17
	その他広葉樹	1,405	15,055
イノシシ	稲 (踏み荒し)	16	245
	果樹 (ブルーベリーほか)	1	38
	野菜 (キャベツほか)	9	307
	いも類 (ジャガイモ)	9	17
カモシカ	稲 (食害、踏み荒し)	13	199
	豆類 (大豆ほか)	3	12

	果樹(リンゴほか)	12	456
	野菜(ズッキーニほか)	8	273
	いも類(ジャガイモ)	2	4
ニホンザル	豆類(大豆ほか)	6	25
	果樹(リンゴほか)	12	456
	野菜(トウモロコシほか)	20	683
	いも類(ジャガイモほか)	10	19
タヌキ	果樹	12	456
	野菜(トウモロコシ、スイカほか)	26	888
	いも類(ジャガイモほか)	17	32
ハクビシン	果樹(リンゴほか)	38	1,445
	野菜(トウモロコシ、トマト、イチゴほか)	78	2,665
カラス	稲	41	628
	果樹(リンゴほか)	30	1,141
	野菜(トウモロコシほか)	1	1,401
ツキノワグマ	なし	なし	なし

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカは市内全域で被害が報告されておりやや増加傾向である。被害の時期は通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期にかけて被害が集中。林業被害では樹皮剥ぎ等）。

イノシシは市内全域で被害が報告されておりやや減少傾向である。被害の時期は通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期にかけて被害が集中）。

カモシカは市内全域で被害が報告されているがやや減少傾向である。被害の時期は通年（とくに冬場から春先にかけて果樹等の新芽の食害が発生。林業被害では幼齢木の食害等）。

ニホンザルは宮川地区、金沢地区で被害が報告されておりやや増加傾向である、被害の時期は4月～10月（とくに収穫期に被害が集中）。

タヌキは市内全域で被害が報告されておりやや減少傾向である。被害の時期は通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期）。

ハクビシンは市内全域で被害が報告されておりやや減少傾向である。被害の時期は通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期）。

カラスは市内全域で被害が報告されておりやや増加傾向である。被害の時期は通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期にかけて被害が集中）。

ツキノワグマについては、一部地域で農地等への出没が確認されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

◇農作物被害

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害面積 (a)	ニホンジカ	487	463 (△5%)
	イノシシ	35	33 (△5%)
	カモシカ	38	36 (△5%)
	ニホンザル	48	43 (△10%)
	タヌキ	55	50 (△10%)
	ハクビシン	116	104 (△10%)
	カラス	72	65 (△10%)
	ツキノワグマ	0	0
被害金額 (千円)	ニホンジカ	9,423	8,592 (△5%)
	イノシシ	607	577 (△5%)
	カモシカ	944	897 (△5%)
	ニホンザル	1,183	1,065 (△10%)

タヌキ	1,376	1,238 (△10%)
ハクビシン	4,110	3,699 (△10%)
カラス	3,170	2,853 (△10%)
ツキノワグマ	0	0

◇林業被害

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害面積 (a)	ニホンジカ	1,405	1,265 (△10%)
被害金額 (千円)	ニホンジカ	15,055	13,550 (△10%)

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策協議会の開催 ・年間捕獲計画の策定 ・個体数調整の実施 ＊くくりわな等を購入し、従事者へ貸与。はこわなを設置し、従事者による捕獲を実施。 ・有害鳥獣捕獲の実施 ＊諏訪猟友会茅野支部が委託期間中に広域捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区・別荘地等における捕獲の推進 ＊別荘地等を中心にニホンジカが目撃等が増加している一方で、捕獲に対する地域の合意形成が困難。 ・捕獲圧の維持 ＊猟友会員の減少や高齢化による活動の弱体化が懸念される。 ・捕獲後の個体の有効活用 ＊捕獲されたニホンジカ等は、地域資源としての利活用の推進。 ・生息頭数の把握 ＊ニホンジカ等は、広範囲に移動するため、生息頭数の把握が困難。
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・茅野市有害獣防護柵設置事業補助金を活用した広域防護柵の設置 ・追い払い資材の提供 ・生息状況調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域防護柵未設置集落への対応 ＊広域防護柵が未設置の集落等では、被害が深刻化しており、耕作放棄地の増加につながっている。 ・防護柵設置後の維持管理 ＊設置当初は効果が高いが、維持管理が適切にされていないことで効果が

		<p>低減しつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人による防除対策 <p>＊広域防護柵の設置は進んでいるものの、被害は続いており、個人による対策が必要となっている。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等への出没を抑制するため、防護柵周辺の刈払い等、交付金を活用した緩衝帯の整備 ・被害増加傾向の地区に対し説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備 <p>＊設置後の防護柵の管理と併せ、地域内における作業人工や手当の確保が困難となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民における防止対策 <p>＊特にニホンザルは地域における追い払いが重要な対策であるが、地域で組織立てて行動することが難しい。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>1 組織体制の整備</p> <p>農作物等への被害を軽減するため、茅野市鳥獣被害対策協議会により、総合的かつ効果的な対策を検討し、目標達成に向け関係機関等と連携強化を図る。</p> <p>2 捕獲対策</p> <p>①ニホンジカ個体数調整の推進</p> <p>＊メスジカの出産期にあたる春先から夏場にかけて重点的に捕獲活動を実施する。</p> <p>②諏訪猟友会茅野支部による有害鳥獣捕獲の推進</p> <p>＊銃器による有害捕獲は、専門的かつ地域の実情を熟知した諏訪猟友会茅野支部へ依頼して実施する。</p> <p>③別荘地等における捕獲の推進</p> <p>＊捕獲が実施できていない別荘地等では、ニホンジカを目撃情報が多いことから、必要に応じ別荘管理事務所等と協議し、捕獲活動に対する合意形成を図る。</p> <p>④中型獣及び鳥類の捕獲の推進</p> <p>＊農作物への被害が増加傾向にあるため、積極的な捕獲対策を講じていく。</p> <p>⑤その他</p>

* ツキノワグマについては、必要に応じ加害個体又はその恐れのある個体の捕獲に取り組む。

3 防除対策

①広域防護柵設置の推進

* 広域防護柵が未設置の集落等には、積極的に働きかけていくことで野生鳥獣と人との棲み分けを図る。茅野市有害獣防護柵設置事業補助金の活用を啓発し、設置を進めていく。また、防護扉の設置が困難な道路等には、テキサスゲート等を設置することで、広域防護柵の効果を高める。

②防護柵修繕に係る補助制度の確立

* 広域防護柵の整備が進み、地域全体の被害を低下させ一定の効果を発揮しているが、経年劣化や風雪による倒木による破損箇所からニホンジカ等の侵入が見られる。防護柵の管理は地域で行っていただいているが、市は修繕に係る補助制度について検討し、地域の防護柵管理、自己防衛意識の更なる向上を図り、鳥獣被害の軽減に努める。

③緩衝帯整備

* 野生鳥獣と人との棲み分けを図る上で、緩衝帯を整備することは効果的であり、防護柵の設置と並行して取り組み、維持管理の負担軽減につなげる。

④地域における鳥獣の生態等に関する勉強会の実施

* 野生鳥獣による被害を軽減するためには、正確な知識と情報に基づく効果的な対策を実施する必要がある。地域における勉強会等を通じて自己防衛意識の向上を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

当市における捕獲体制は、茅野市鳥獣被害対策実施隊と諏訪猟友会茅野支部への委託の二つにより実施する。なお、対象鳥獣の捕獲に係る年次計画は、茅野市鳥獣被害対策協議会にて策定する。

なお、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲に当たり、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。

①茅野市鳥獣被害対策実施隊

諏訪猟友会茅野支部の猟友会員を茅野市鳥獣被害対策実施隊の隊員として委嘱、対象鳥獣捕獲員として従事し対象鳥獣の捕獲を実施する。

②諏訪猟友会茅野支部への委託

有害鳥獣捕獲許可に基づき、主にニホンジカの個体数調整を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン	くくりわな及びはこわなの購入及び貸与 ニホンザルについては、出没情報・目撃情報の収集、GPS 取付個体による群れの行動域の把握
	カモシカ	必要に応じた第2種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲の実施
	ツキノワグマ	必要に応じた第2種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲の実施
	カラス	効果的な捕獲対策の検討、カラス対策用捕獲檻による捕獲
	カモシカ	必要に応じた第2種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
生息状況及び被害状況調査に基づき、関係機関との調整の上捕獲頭数を決定する。
カモシカ及びツキノワグマについては、必要に応じ第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等 (頭・羽)		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

ニホンジカ	1, 800	1, 800	1, 800
イノシシ	30	30	30
ニホンザル	5	5	5
カモシカ	(被害及び群れの 出没状況に応じ)	(被害及び群れの 出没状況に応じ)	(被害及び群れの 出没状況に応じ)
タヌキ	50	50	50
ハクビシン	50	50	50
カラス	20	20	20
ツキノワグマ	(被害及び出没状 況に応じ)	被害及び出没状 況に応じ)	被害及び出没状 況に応じ)

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>茅野市鳥獣被害対策協議会で策定した捕獲の年次計画に基づき、有害鳥獣捕獲を実施する。なお、近年増加傾向にある中型獣（ハクビシン、タヌキなど）については、被害発生予察による予察捕獲を実施する。</p> <p>個体数調整によるニホンジカの捕獲は、4月1日から11月14日まで（わな）と翌年2月から3月に諏訪猟友会茅野支部への委託（銃器）による捕獲により実施する。</p> <p>捕獲実施予定場所は、いずれも茅野市内全域とする。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>対象鳥獣にはイノシシ等の大型獣が含まれるため、安全確保の観点から原則止めさしに限り銃の使用を許可しており、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び他法令の規定により銃器の使用が禁止されている区域は除く）。</p> <p>なお生活環境被害のための捕獲を考慮し、実施予定時期は通年とし、捕獲予定場所は茅野市全域とする。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要

がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
茅野市	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル カモシカ	茅野市有害獣防護柵設置事業補助金の活用を周知し、希望の地区に設置する。	茅野市有害獣防護柵設置事業補助金の活用を周知し、希望の地区に設置する。	茅野市有害獣防護柵設置事業補助金の活用を周知し、希望の地区に設置する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ カモシカ	(市内全域) ・設置済み広域防護柵の修繕に係る補助制度の検討 ・封鎖が困難な道路等へのテキサスゲート等の設置		
ニホンザル	(金沢・宮川地区) ・追い払いの実施 ・追い払い資材の提供 ・複合柵（金網と電気柵）設置の推進		
ツキノワグマ	(市内全域) ・電気柵設置の推進		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記

入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ニホンザル	(金沢・宮川地区) ・被害目撃情報の収集。 ・放任果樹・農作物の残渣の除去、及びヤブ払い等緩衝帯の整備
	カラス	(市内全域) ・農作物の残渣の除去
	ニホンジカ イノシシ カモシカ	(市内全域) ・放任果樹・農作物の残渣の除去、およびヤブ払い等緩衝帯の整備
	ツキノワグマ	(市内全域) ・被害目撃情報収集。 ・放任果樹・農作物の残渣の除去、及びヤブ払い等緩衝帯の整備

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
茅野市	・現地確認、パトロール、捕獲の指揮 ・市民への注意喚起、安全確保 ・関係機関との情報共有
諏訪地域振興局林務課	・現地確認 ・助言、協力 ・情報収集等
茅野警察署	・パトロール ・市民の安全確保 ・交通整理等
諏訪猟友会茅野支部	・現地確認、捕獲の実施 ・パトロール、追い払い
茅野市鳥獣被害対策実施隊	・現地確認、捕獲の実施 ・パトロール、追い払い

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

と体給餌、学術研究等)	
-------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	茅野市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
茅野市	※市長：協議会会長
信州諏訪農業協同組合	※組合長：副会長 農業者団体の代表 被害情報の収集報告、被害対策の検討実施
(一社)ちの観光まちづくり推進機構	※理事長：副会長 観光分野 被害情報の収集報告、被害対策の検討実施
茅野市農業委員会	※農業委員会長：副会長 農業分野 被害情報の収集報告、被害対策の検討実施
茅野市議会	鳥獣被害対策に係る施策の推進
長野県諏訪地域振興局林務課	広域的な鳥獣被害対策の助言
諏訪農業農村支援センター (農業農村振興課)	広域的な鳥獣被害対策の助言
諏訪農業農村支援センター (技術経営普及課)	広域的な鳥獣被害対策の助言
諏訪猟友会茅野支部	捕獲活動 捕獲対策の提案・実施
南信森林管理署	国有林 国有林野内での被害情報収集情報提供、捕獲活動の検討実施
長野県農業共済組合諏訪支所	※支所長：監事

	農業被害に係る情報提供及び支援
諏訪森林組合	森林・林業分野 林業被害に係る情報提供 被害対策の検討提案実施
鳥獣保護監視員	鳥獣の生息状況等の情報提供
日本野鳥の会諏訪支部	鳥類の生息状況等の情報提供
関係地域代表者 ・ 地区鳥獣被害対策委員会 ・ 地区区長会長 ・ 観光協会 ・ 別荘事業者等	被害状況等調査協力 被害防止に係る支援策の要望提案 地域住民の被害対策に係る普及啓発 被害、出没の状況等に係る情報提供 被害対策の検討実施
茅野市農林課	事務局 総括及び鳥獣被害防止計画等の策定

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各地区コミュニティセンター	被害対策組織の設立支援等
長野県野生鳥獣被害対策支援チーム 諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	鳥獣被害対策に係る総合的支援及び助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

茅野市鳥獣被害対策実施隊 ・ 平成24年7月設置 ・ 規模 56名（令和7年度） ・ 構成 (1) 産業経済部農林課職員 (2) 諏訪猟友会茅野支部の会員（対象鳥獣捕獲員）
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、

地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。